

在留資格「特定技能」について①～創設後の推移～



トピックス(制度)

2019年4月の改正出入国管理法の施行に伴い、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるための新たな在留資格「特定技能」が創設されました。

2023年6月9日閣議決定により、特定技能2号の対象分野が追加され、2分野から11分野に拡大されました。

- 特定技能1号: **特定産業分野**に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- 特定技能2号: **特定産業分野**に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

「特定技能」の在留資格者は、5年間で最大34万人余り、初年度で最大4万人余りが見込まれていましたが、4年目の2022年12月末現在で130,915人、愛知県では11,553人(全国第1位)でした。

■特定産業分野別 特定技能1号の在留外国人数【全国・愛知県】(2022年12月末現在)

	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野	建設分野	造船・船用工業分野
全国	130,915 (64,730)	16,081 (7,019)	1,867 (839)	27,725 (13,207)	12,768 (6,360)	4,602 (1,971)
愛知県	11,553 (6,066)	1,226 (575)	67 (35)	4,277 (877)	1,173 (603)	103 (57)

	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食料品製造業分野	外食産業分野
全国	1,738 (986)	167 (49)	206 (124)	16,459 (8,153)	1,638 (718)	42,505 (22,992)	5,159 (2,312)
愛知県	161 (69)	2 (2)	3 (3)	753 (445)	2 (-)	3,225 (1,799)	561 (272)

※分野名は、2022年12月末時点。
 ※下段括弧書きは、2022年3月末現在の人数。

出典: 出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数の公表」

在留資格「特定技能」について②



トピックス(制度)

○受入企業(受入機関)が特定技能外国人を雇用する場合、**職業生活、日常生活、社会生活上の支援計画を作成し、支援を行わなければなりません。**

○この支援については、出入国在留管理庁の登録を受けた「登録支援機関」に、全部又は一部を委託することもできます。

※登録支援機関の登録件数:全国で8,498件(2023年7月19日現在)

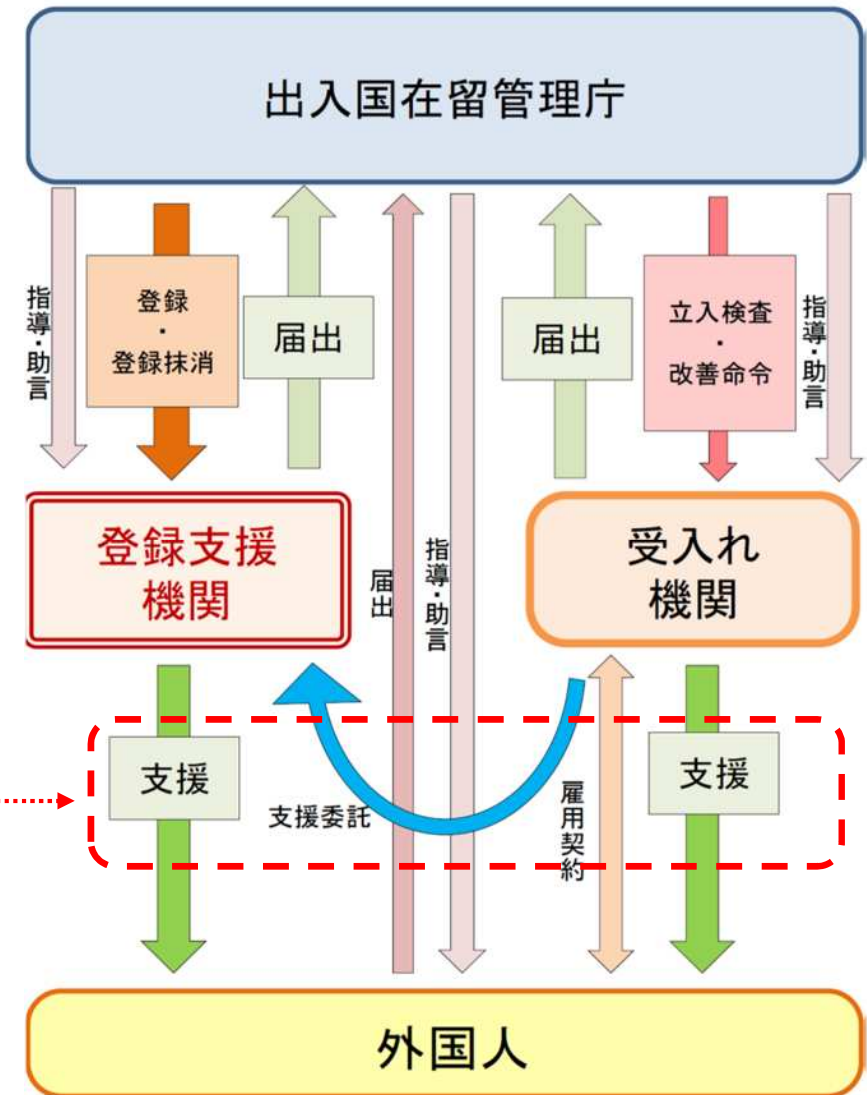
愛知県内に所在地がある「支援を行う事務所」の数:951事務所

(出典:出入国在留管理庁公表「登録支援機関登録簿」)

○愛知県では、新たに来日した外国人に対し、生活支援等を円滑に実施するサポートツールとして役立てていただくため、「**早期適応研修**」のカリキュラムや、研修で使用する**教材、指導者マニュアル**を2019年度に全国に先駆けて作成しました。是非、御活用ください。

◇教材等は、こちらのWebページからダウンロードできます。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/soukitekiouscurriculum.html>



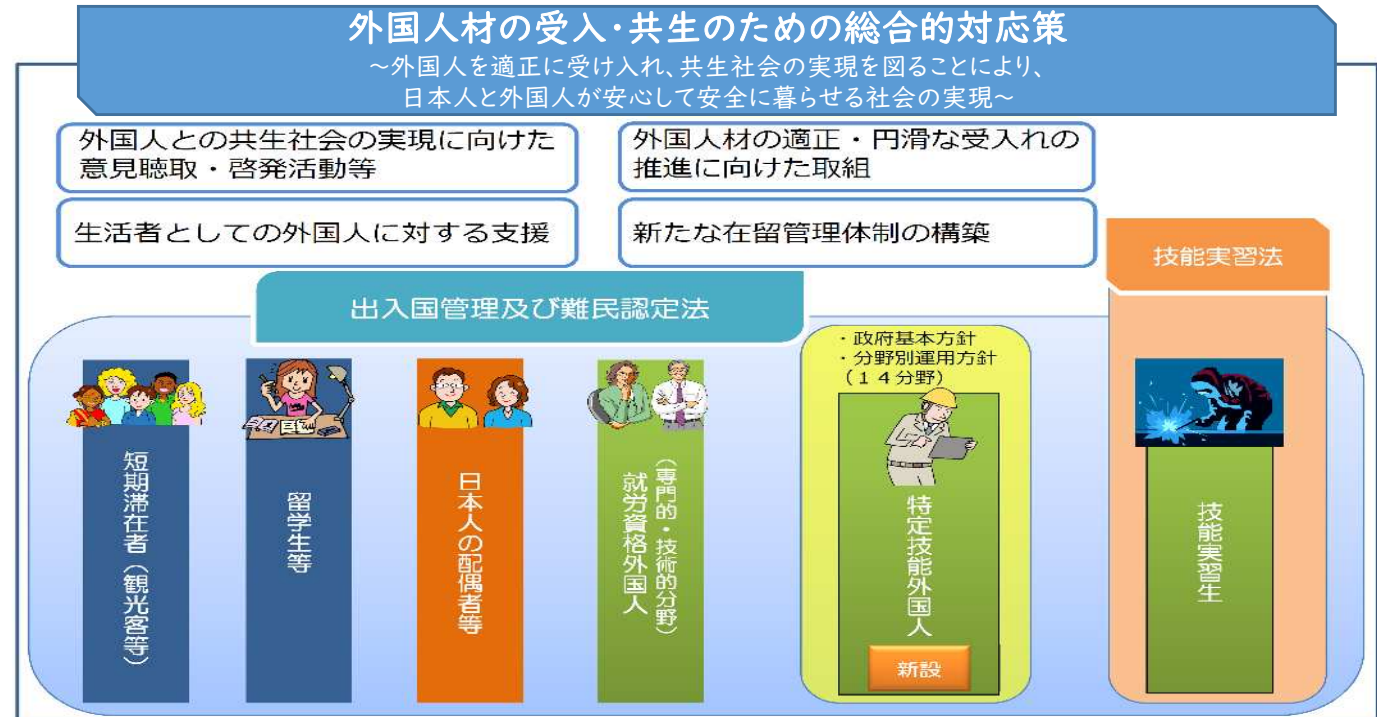
出典:出入国在留管理庁「新たな外国人材の受入及び共生社会実現に向けた取組」



国は、「新たな在留資格」の創設（2019年4月施行）を踏まえつつ、外国人材の受入れ・共生のための取組を、政府一丸となって、より強力に、かつ、包括的に推進していく観点から、2018年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を取りまとめました。

【126施策】

これは、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すものです。



出典：出入国在留管理庁「新たな外国人材の受入及び共生社会実現に向けた取組」を一部修正

- 新型コロナウイルス感染症への対応を適切に行いつつ、引き続き、外国人材を円滑かつ適正に受け入れ、受入環境をさらに充実させる観点から、2020年7月に「総合的対応策」を改訂。【191施策】
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等で明らかになった課題も踏まえ、受け入れた外国人材の受入れ環境を更に充実させる等の観点から、2021年6月に「総合的対応策」を改訂。【197施策】
- 受け入れた外国人に対する受け入れ環境を更に充実させる観点とともに、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」も踏まえ、2022年6月に改訂。【218施策】
- 受け入れた外国人に対する受け入れ環境を更に充実させる観点とともに、ロードマップの見直しも踏まえ策定。2023年6月に改訂。【217施策】

【参考】外国人との共生社会実現に向けたロードマップ



トピックス

政府は、わが国の目指すべき共生社会のビジョンの実現に向けて、令和8年度（2026年度）までを対象期間とした、中長期的な課題及び具体的施策を示す、「外国人との共生社会実現に向けたロードマップ」を令和4年6月に策定しました。その中で、政府一丸となって外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を一層推進していくこととしています。

ロードマップでは、目指すべき外国人との共生社会の3つのビジョン及び取り組むべき中長期的な課題として4つの重点事項を掲げ、目標の実現に向けた取組を掲載しています。

目指すべき外国人との共生社会のビジョン（3つのビジョン）

安全・安心な社会

これからの日本社会を共につくる一員として外国人が包摂され、全ての人が安全に安心して暮らすことができる社会

多様性に富んだ 活力ある社会

様々な背景を持つ外国人を含む全ての人が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会

個人の尊厳と人権を 尊重した社会

外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会

取り組むべき中長期的な課題（4つの重点事項）

1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化

3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

4 共生社会の基盤整備に向けた取組

毎年、有識者による進捗確認及び、必要に応じた施策の見直しを行うこととされており、令和5年6月、工程表について70施策、KPI指標について28施策、施策の内容について12施策の見直しを行っており、これに加えて新規施策を1施策追加しています。

出典：出入国在留管理庁「外国人との共生社会実現に向けたロードマップ」（概要）を一部抜粋・修正



ウクライナ避難民の受入れ・支援等の状況について（国の支援）

ウクライナ人の在留状況及び最新の避難民に関する情報

- ◆ 令和3年末時点ウクライナ人在留者数 1,915人
- ◆ ウクライナからの避難民受入れ数 2,488人
(令和4年3月2日(総理による受入れ表明日)～同5年8月23日 短期滞在等・速報値)
 - ・男女別：男 686人、女 1,802人
 - ・年代別：18歳未満 448人、18歳以上61歳未満 1,710人、61歳以上 330人
 - ・入国時身元保証人なし 276人
- ◆ ウクライナ避難民の在留者数(在留資格別)(令和5年8月23日時点・速報値)
 - ・全在留者数 2,107人
(うち 特定活動 1,951人、短期滞在 3人、その他 153人)
- ◆ 一時滞在施設等入所者数 56人(令和5年8月23日時点・速報値)

政府全体の検討体制

- ◆ ウクライナ避難民対策連絡調整会議
- ◆ ウクライナ避難民の対応に関するタスクフォース

出入国在留管理庁の体制等

- ◆ 法務省 ウクライナ避難民受入れ支援対策本部
- ◆ 出入国在留管理庁 ウクライナ避難民受入れ支援対策PT
- ◆ 地方出入国在留管理官署 ウクライナ避難民受入支援担当
(計66か所)

ウクライナ避難民受入支援事業の委託に係る経費

- ◆ 令和3年度(約5.2億円)に引き続き、令和4年度予備費の使用が決定(約19億円。令和4年6月28日閣議決定)

ウクライナ避難民全体への支援

- ◆ 渡航支援(自力で渡航手段を確保できない者に限る)
 - ・政府専用機による受入れ(令和4年4月5日に20人)
 - ・商用機の座席借上げによる受入れ
(令和4年4月9日から同5年8月23日までに計249人)
- ◆ ウクライナ避難民ヘルプデスクの設置
 - ・ウクライナ語、ロシア語対応
 - ・土日祝を含めた電話・メール対応、メンタルヘルスに係る専門家相談
- ◆ 在留ウクライナ人への支援の申出窓口
 - ・出入国在留管理庁で支援の申出を受け付けるための案内を同庁HPに掲載
- ◆ 情報提供等のためのサイトの設置
 - ・我が国が提供する支援等に関する情報を郵送、メール及びHP等で提供
 - ・支援申出のあった物品・サービスをマッチングするためのサイトを開設
- ◆ 「ウクライナ避難民であることの証明書」の発行
 - ・行政手続等を円滑にするため、「ウクライナ避難民であることの証明書」を発行
- ◆ 在留資格について柔軟な対応
 - ・「特定活動(1年・就労可)」に迅速に変更するなど、柔軟な対応
 - ・在留資格を変更することで、住民登録、在留カードの発行、国民健康保険の加入等が可能になる。

【参考】

- ・日本語教育の支援(文化庁) ・就労支援(厚生労働省)

身元引受先のない人への支援

- ◆ 一時滞在施設及び生活支援住居の提供
- ◆ 生活費等の支給
 - ・生活費日額 2,400円(一時滞在施設滞在中等は減額)
- ◆ 日本語教育の実施
 - ・一時滞在施設において日本語教室を開設
- ◆ カウンセリング、行政手続支援等
 - ・来日時における健康状態・ストレス度等のチェック
 - ・健康診断・カウンセリング
 - ・在留資格変更、住民登録、口座開設等の手続支援
- ◆ 地方自治体・民間企業等とのマッチング
 - ・令和5年8月23日までに、170世帯255人のマッチングが成立

【参考】

- ・身元引受先のある人については、日本財団が支援を実施
※令和5年3月9日、申請数が上限に達したとして、申請の受付を終了

地方自治体への情報提供等

- ◆ 全自治体向けオンライン説明会の実施
 - ・避難民に対する生活費等の支援、我が国での教育、就労、医療・介護、保育・子育て、日本語教育等に関する支援等について担当省庁から説明(令和4年4月21日)
- ◆ 地方自治体への情報提供とウクライナ避難民受入支援担当による相談対応
 - ・避難民に提供した情報について、全国の自治体に提供
 - ・避難民支援担当が各自自治体と連携し、ニーズの把握、相談対応等実施

出典：出入国在留管理庁「ウクライナ避難民の受入れ・支援等の状況について」(令和5年8月25日)
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001388202.pdf>



○愛知県内に居住する避難民数

67世帯111名（2023年8月1日時点）

※名古屋市始め14市

○愛知県が実施している支援事業

①生活一時金の支給

1世帯20万円（3人目以降1人につき10万円加算）

②日本語学習の支援

オンライン日本語教室の開催、タブレットの貸与
プリペイドSIMカードの支給

③寄附物品の受付・配送

地元企業等から寄せられた日用品等を避難民に配送。

④寄附金の募集

寄附金は、生活一時金やプリペイドSIMカードの支給に活用させていただきます。



<オンライン日本語教室の様子>